

X II 資 料

X II 資料

1 秋田県健康づくり推進条例（平成16年秋田県条例第十六号）

目次

前文

第一章 総則（第一条～第七条）

第二章 基本計画（第八条）

第三章 基本的施策（第九条～第十六条）

第四章 重点的施策（第十七条～第二十条）

第五章 秋田県健康づくり審議会（第二十一条～第二十六条）

附則

生涯にわたって健やかで生き生きと暮らすことは、県民共通の願いであり、社会の活力の維持と向上に欠くことのできないものである。

秋田県では、生活環境の改善や医学の進歩などにより、県民の平均寿命が延びている一方で、全国の平均に比べ、がんなどの生活習慣病により死亡する人の割合が高く、また、自殺により死亡する人の割合も著しく高い現状にある。

このような状況に対処し、すべての県民が健康で長生きするためには、一人ひとりが、食生活、運動などの生活習慣の心身に及ぼす様々な影響を認識し、自ら進んで生活習慣の改善や心の健康の保持に取り組むとともに、その取組を社会全体で支援していかなければならない。

ここに、すべての県民が生涯にわたって健やかで心豊かに生活することができる活力ある社会の実現に寄与するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、健康づくりについて、基本理念を定め、並びに県民、県、健康づくり関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、健康づくりの推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 健康づくり 疾病及び障害の有無又は程度にかかわらず、健やかで心豊かに生活するため、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣の改善等により、自己の心身の状態をより良くしようとする取組をいう。
- 二 健康づくり関係者 保険者（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六条第一号から第六号までに掲げる者をいう。）、医療機関、教育機関その他県民の健康づくりに関する活動を継続的に行うもの（国、県及び市町村並びに営利を目的とする団体を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民が、健康づくりの重要性を深く理解するとともに、自己の健康を管理する能力の向上を図りながら、生涯にわたって主体的に取り組むこと。
- 二 県、健康づくり関係者及び事業者が、それぞれ適切に役割を分担しつつ、相互に連携し、及び協力して必要な措置を講ずるとともに、県民の生涯の各段階に応じた支援を一貫して行うこと。

(県民の責務)

第四条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自己に適した健康づくりを積極的に行うとともに、家庭、地域及び職場における健康づくりの推進に関する活動に参加する努めなければならない。

(県の責務)

第五条 県は、基本理念にのっとり、健康づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(健康づくり関係者の責務)

第六条 健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、県民に対し健康づくりに関する十分かつ確かな情報を提供するとともに、県民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備に努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、その使用する労働者が健康づくりを行いやすい職場環境の整備を図るとともに、県が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 基本計画

(基本計画)

第八条 知事は、健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 健康づくりの推進に関する目標及び施策の方向
- 二 前号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための重要事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県健康づくり審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(県民等に対する支援)

第九条 県は、県民が行う健康づくり並びに県民及び民間の団体が行う健康づくりの推進のためのボランティア活動その他の活動について、情報の提供、助言、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(健康教育の充実等)

第十条 県は、健康づくりの重要性についての児童及び生徒の関心と理解が深まるよう、健康教育の充実に努めるものとする。

2 県は、県民が健康づくりに関する知識を修得し、生涯にわたって主体的に健康づくりを行うことができるよう、学習の機会の提供及び広報その他の啓発活動を行うものとする。

(人材育成)

第十一条 県は、健康づくり関係者と連携し、健康づくりに関する専門的な知識及び技術を有する者の育成及び活用に関し必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究等)

第十二条 県は、健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の収集及び分析並びに調査研究を行うものとする。

(健康づくりの日)

第十三条 県は、健康づくりについての県民の関心と理解を深めるとともに、健康づくりに関する活動への積極的な参加を促進するため、健康づくりの日を設ける。

2 健康づくりの日は、十月の第一日曜日とする。

(表彰等)

第十四条 知事は、健康づくりの推進に関し積極的な活動を行っていることを認められる者を公表し、又は表彰することができる。

(年次報告)

第十五条 知事は、毎年、健康づくりの推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(市町村に対する協力)

第十六条 県は、市町村が健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

第四章 重点的施策

(生活習慣病の予防)

第十七条 県は、県民のがん、脳血管疾患、歯科疾患その他の生活習慣病の予防を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、生活習慣病に関する調査研究の結果を活用した保健指導その他の県民の生活習慣の改善に関する施策及び健康診査の推進に関する施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持及び自殺の予防)

第十八条 県は、県民の心の健康の保持及び自殺の予防を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、県民からの相談に応ずるために必要な体制の整備、啓発活動等を行うものとする。

(健全な食生活の実現)

第十九条 県は、県民の健全な食生活の実現を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、地域で生産された農林水産物の長を考慮した栄養指導その他の県民の栄養の改善に関する施策を講ずるものとする。

(受動喫煙の防止)

第二十条 県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設

における県民の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう求めるとともに、県民の受動喫煙の防止に関する広報その他の啓発活動を行うものとする。

第五章 秋田県健康づくり審議会

（設置及び所掌事務）

第二十一条 第八条第三項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県健康づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ健康づくりの推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

（組織及び委員の任期）

第二十二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長）

第二十三条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第二十四条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（分科会及び部会）

第二十五条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、別に定めるところにより、分科会を置く。

2 分科会に、前項の規定により分科会の所掌に属させられた事項（以下「分科会の所掌事項」という。）のうち特定の事項を調査審議させるため、別に定めるところにより、部会を置くことができる。

3 審議会に、分科会の所掌事項及び前項の規定により部会の所掌に属させられた事項（以下「部会の所掌事項」という。）を調査審議させるため、専門委員を置く。

4 専門委員は、分科会の所掌事項又は部会の所掌事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

5 分科会又は部会に属すべき委員及び専門委員は、二十人以内とし、知事が指名する。

6 分科会に分科会長を、部会に部会長を置く。

7 第二十二條第三項及び第四項の規定は専門委員について、第二十三條第二項から第四項まで及び前條の規定は分科会長及び部会長並びに分科会及び部会の会議について準用する。この場合において、第二十三條第二項及び第四項並びに前條第三項及び第四項中「委員」とあるのは、「分科会に属する委員及び専門委員」又は「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

8 分科会の所掌事項については審議会の定めるところにより分科会の議決をもって審議会の議決とし、部会の所掌事項については分科会の定めるところにより部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。

(委任規定)

第二十六條 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

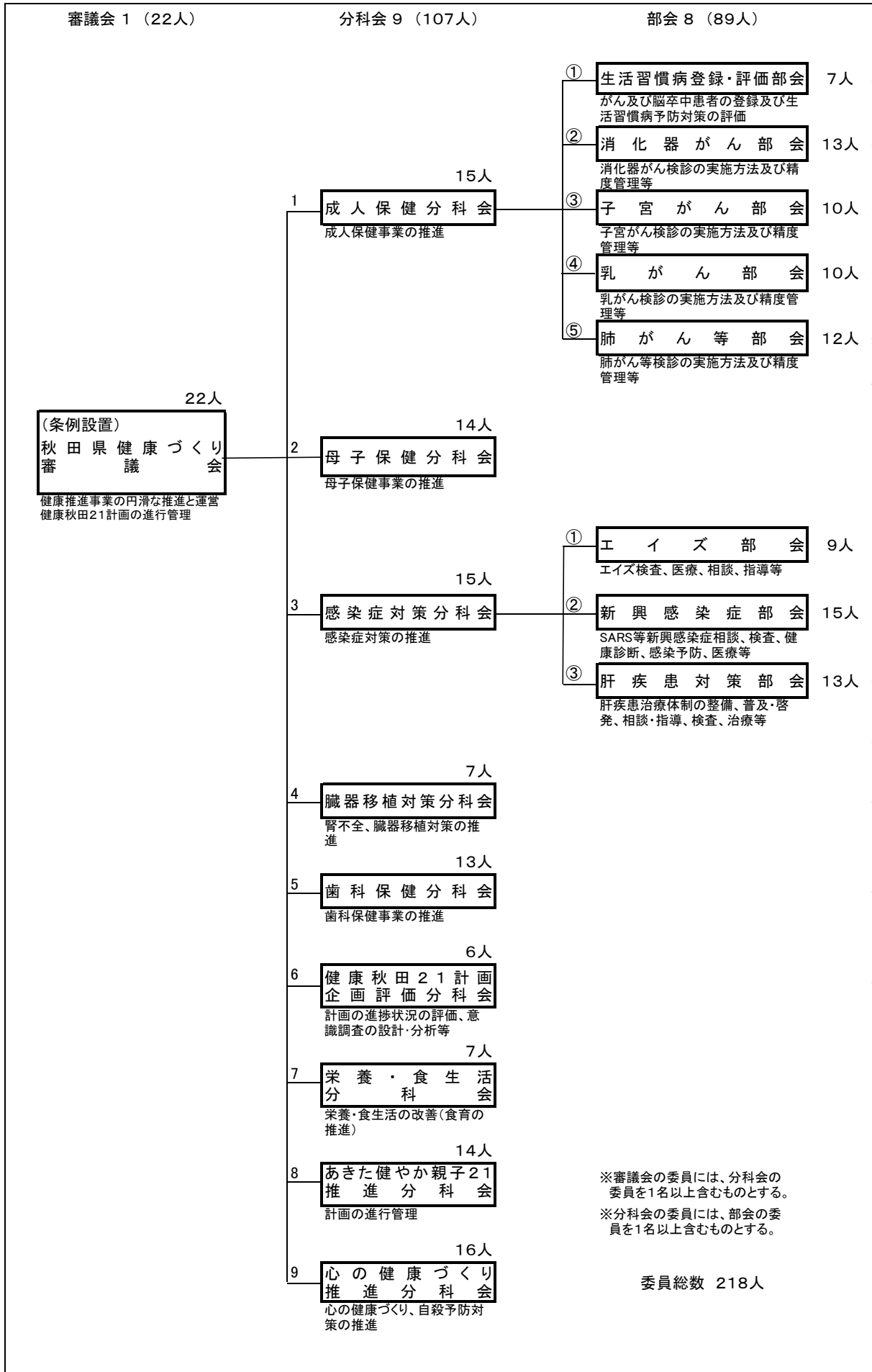
(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

2 秋田県健康づくり審議会組織図

任期 H26. 7. 1～H28. 6. 30

平成26年10月2日現在



3 秋田県健康づくり審議会、同分科会及び部会委員名簿 (H26. 7. 1~H28. 6. 30)

平成26年10月2日現在

審議会等名称	氏名	所属役職等	備考
秋田県健康づくり審議会	1 伊藤 宏	秋田大学大学院医学系研究科長	1
	2 岩村 和典	秋田労働局労働基準部長	2
	3 大山 則昭	秋田県医師会常任理事	3
	4 小野 秀人	健康保険組合連合会秋田連合会会長	4
	5 小野地 章一	秋田県病院協会会長	5
	6 小山田 雍	秋田県医師会会長	6
	7 加賀谷 亨	秋田県小・中学校長会代表	7
	8 加藤 忠浩	日本労働組合総連合会秋田県連合会副事務局長	8
	9 古宇田 靖子	秋田県栄養士会会長	9
	10 坂本 哲也	秋田県医師会副会長	10
	11 佐々木 繁	秋田県社会福祉協議会常務理事	11
	12 佐々木 哲男	秋田県町村会副会長	12
	13 佐藤 家隆	秋田県医師会常任理事	13
	14 柴田 誠	秋田県商工会議所連合会常任幹事	14
	15 高島 幹子	秋田県看護協会会長	15
	16 高橋 勉	秋田大学大学院医学系研究科教授	16
	17 西成 忍	秋田県医師会副会長	17
	18 畠山 桂郎	秋田県歯科医師会常務理事	18
	19 藤原 元幸	秋田県歯科医師会会長	19
	20 穂積 志	秋田県市長会会長	20
	21 松田 泰行	秋田県薬剤師会会長	21
	22 三浦 昭子	秋田県食生活改善推進協議会会長	22
1 成人保健分科会	1 五十嵐 知規	秋田県医師会常任理事	23
	2 大澤 佳之	秋田県医師会理事	24
	3 大西洋 英	秋田大学大学院医学系研究科教授	25
	4 大山 則昭	秋田県医師会常任理事	26
	5 工藤 保	あきた乳腺クリニック院長	27
	6 小松 京子	秋田県看護協会	28
	7 坂本 哲也	秋田県医師会副会長	29
	8 佐藤 家隆	秋田県医師会常任理事	30
	9 佐藤 政弘	秋田県医師会理事	31
	10 島 仁	秋田県医師会常任理事	32
	11 豊島 優人	大仙保健所長	33
	12 西成 忍	秋田県医師会副会長	34
	13 畠山 桂郎	秋田県歯科医師会常務理事	35
	14 眞鍋 求	秋田大学大学院医学系研究科教授	36
	15 吉本 弘志	秋田県眼科医会会長	37

審 議 会 等 名 称		氏 名	所 属 役 職 等	備 考
1	① 生活習慣病登録・評価部会	1 大 西 洋 英	秋田大学大学院医学系研究科教授	38
		2 坂 本 哲 也	秋田県医師会副会長	39
		3 佐 藤 家 隆	秋田県医師会常任理事	40
		4 鈴 木 明 文	秋田県医師会常任理事	41
		5 戸 堀 文 雄	秋田県総合保健事業団常務理事	42
		6 松 岡 一 志	秋田市医師会長	43
		7 南 園 智 人	横手保健所長	44
	② 消化器がん部会	1 五十嵐 潔	大曲厚生医療センター副院長	45
		2 井 田 隆 夫	秋田県医師会理事	46
		3 大久保 俊 治	平鹿総合病院第一内科	47
		4 大 澤 佳 之	秋田県医師会理事	48
		5 大 西 洋 英	秋田大学大学院医学系研究科教授	49
		6 柿 崎 明 子	横手市健康推進課保健師主幹	50
		7 小 泉 亮 道	小泉病院理事長	51
		8 小 裕 真 吾	湯沢保健所長	52
		9 佐 藤 義 晴	秋田県診療放射線技師会理事	53
		10 佐 藤 家 隆	秋田県医師会常任理事	54
		11 島 仁	秋田県医師会常任理事	55
		12 戸 堀 文 雄	秋田県総合保健事業団常務理事	56
		13 山 本 雄 造	秋田大学大学院医学系研究科教授	57
	③ 子宮がん部会	1 大 山 則 昭	秋田県医師会常任理事	58
		2 軽 部 彰 宏	由利組合総合病院産婦人科科長	59
		3 佐 藤 直 樹	秋田大学大学院医学系研究科講師	60
		4 田 中 秀 則	御野場たなかレディースクリニック院長	61
		5 提 嶋 眞 人	日本臨床細胞学会秋田県支部長	62
		6 寺 田 幸 弘	秋田大学大学院医学系研究科教授	63
		7 豊 島 優 人	大仙保健所長	64
		8 平 野 秀 人	秋田県産婦人科医会長	65
		9 福 田 ひとみ	男鹿市健康子育て課主幹	66
		10 鷺 谷 清 忠	秋田県臨床検査技師会	67
	④ 乳がん部会	1 石 山 公 一	秋田大学医学部附属病院助教	68
		2 大 山 則 昭	秋田県医師会常任理事	69
		3 鎌 田 収 一	秋田赤十字病院乳腺外科部長	70
		4 工 藤 保	あきた乳腺クリニック院長	71
5 佐 藤 政 弘		秋田県医師会理事	72	
6 島 田 友 幸		平鹿総合病院	73	
7 豊 島 優 人		大仙保健所長	74	
8 西 成 忍		秋田県医師会副会長	75	
9 藤 井 真 紀		秋田県診療放射線技師会理事	76	
10 森 合 真由美		秋田市保健所保健予防課課長補佐	77	

審 議 会 等 名 称		氏 名	所 属 役 職 等	備 考	
1	⑤	肺がん等部会	1 石 井 明	秋田県臨床検査技師会	78
			2 大 澤 佳 之	秋田県医師会理事	79
			3 木 村 啓 二	平鹿総合病院副院長	80
			4 草 薨 芳 明	中通総合病院副院長	81
			5 塩 谷 隆 信	秋田大学大学院医学系研究科教授	82
			6 鈴 木 啓 啓	にかほ市健康推進課長	83
			7 橋 本 学	秋田大学大学院医学系研究科教授	84
			8 藤 原 理 吉	秋田県診療放射線技師会会長	85
			9 三 浦 一 樹	外旭川病院名誉院長	86
			10 南 園 智 人	横手保健所長	87
			11 南 谷 佳 弘	秋田大学大学院医学系研究科教授	88
			12 吉 原 秀 一	秋田県医師会理事	89
2		母子保健分科会	1 飯 塚 政 範	健康環境センター所長	90
			2 石 山 明	健康福祉部参事（兼）北秋田保健所長（兼）能代保健所長	91
			3 伊 藤 伸 一	秋田県医師会常任理事	92
			4 大 山 則 昭	秋田県医師会常任理事	93
			5 工 藤 佐 智 子	秋田県看護協会助産師職能理事	94
			6 小 泉 ひろみ	秋田県医師会常任理事	95
			7 佐 藤 朗	秋田大学大学院医学系研究科准教授	96
			8 真 田 広 行	秋田赤十字病院産科部長	97
			9 猿 田 了 子	秋田県助産師会会長	98
			10 高 橋 郁 子	秋田大学大学院医学系研究科講師	99
			11 高 橋 勉	秋田大学大学院医学系研究科教授	100
			12 寺 田 幸 弘	秋田大学大学院医学系研究科教授	101
			13 平 野 秀 人	秋田県産婦人科医会長	102
			14 松 野 才	秋田県歯科医師会理事	103
3		感染症対策分科会	1 飯 塚 政 範	健康環境センター所長	104
			2 伊 藤 千 鶴	秋田市保健所長	105
			3 糸 賀 寛	白根病院副院長	106
			4 木 村 貞 昭	秋田県歯科医師会常務理事	107
			5 黒 木 淳	由利組合総合病院内科科長	108
			6 小 泉 ひろみ	秋田県医師会常任理事	109
			7 小 松 真 吾	湯沢保健所長	110
			8 小 松 真 史	市立秋田総合病院院長	111
			9 志 村 統	秋田県獣医師会常務理事	112
			10 菅 原 厚	中通総合病院脳神経外科統括科長	113
			11 高 橋 寛	秋田県薬剤師会専務理事	114
			12 高 橋 義 博	大館市立総合病院副診療局長	115
			13 仁 村 隆	大曲厚生医療センター副院長	116
			14 廣 川 誠	秋田大学大学院医学系研究科教授	117
			15 本 間 光 信	市立秋田総合病院中央診療部長	118

審議会等名称		氏名	所属役職等	備考
3	① エイズ部会	1 安部 真理子	健康環境センター保健衛生部長	119
		2 市川 喜一	市立秋田総合病院	120
		3 伊藤 千鶴	秋田市保健所長	121
		4 太田 博孝	秋田赤十字病院第一婦人科部長	122
		5 工藤 充康	秋田県歯科医師会理事	123
		6 高田 知恵子	秋田大学教育文化学部教授	124
		7 高橋 義博	大館市立総合病院副診療局長	125
		8 豊島 優人	大仙保健所長	126
		9 廣川 誠	秋田大学大学院医学系研究科教授	127
	② 新興感染症部会	1 安部 真理子	健康環境センター保健衛生部長	128
		2 伊藤 千鶴	秋田市保健所長	129
		3 糸賀 寛	白根病院副院長	130
		4 奥山 慎	秋田大学医学部附属病院腎疾患先端医療センター特任准教授	131
		5 北林 淳	秋田厚生医療センター診療部長	132
		6 木村 啓二	平鹿総合病院副院長	133
		7 黒木 淳	由利組合総合病院内科科長	134
		8 小泉 ひろみ	秋田県医師会常任理事	135
		9 後藤 敏晴	秋田県薬剤師会副会長	136
		10 菅原 厚	中通総合病院脳神経外科統括科長	137
		11 高橋 義博	大館市立総合病院副診療局長	138
		12 中村 正明	雄勝中央病院院長	139
		13 間宮 繁夫	国立病院機構あきた病院院長	140
		14 三浦 一樹	外旭川病院名誉院長	141
		15 南園 智人	横手保健所長	142
	③ 肝疾患対策部会	1 石川 長生	秋田県肝臓友の会幹事	143
		2 伊藤 千鶴	秋田市保健所長	144
		3 小笠原 仁	大館市立総合病院副診療局長	145
4 倉光 智之		くらみつ内科クリニック院長	146	
5 後藤 隆		秋田大学大学院医学系研究科准教授	147	
6 後藤 充男		後藤医院院長	148	
7 小椋 真吾		湯沢保健所長	149	
8 小松 眞史		市立秋田総合病院院長	150	
9 島 仁		秋田県医師会常任理事	151	
10 中島 康		中島内科医院	152	
11 福田 祐子		大仙市健康増進センター副主幹	153	
12 藤島 裕耕		山本組合総合病院消化器内科科長	154	
13 船岡 正人		市立横手病院副院長	155	

審 議 会 等 名 称	氏 名	所 属 役 職 等	備 考	
4	臓器移植対策分科会	1 小 栢 真 吾	湯沢保健所長	156
		2 坂 本 哲 也	秋田県医師会副会長	157
		3 羽 渕 友 則	秋田大学大学院医学系研究科教授	158
		4 堀 江 敬 子	秋田赤十字病院看護係長	159
		5 宮 形 滋	中通総合病院泌尿器科統括科長	160
		6 山 岸 剛	さが医院	161
		7 涌 井 秀 樹	秋田大学大学院工学資源学研究科教授	162
5	歯科保健分科会	1 五十嵐 知 規	秋田県医師会常任理事	163
		2 池 田 小百合	秋田県看護協会	164
		3 石 山 明	健康福祉部参事(兼)北秋田保健所長(兼)能代保健所長	165
		4 井 上 尚 子	秋田県栄養士会理事	166
		5 加賀谷 亨	秋田県小・中学校長会代表	167
		6 門 脇 琢 也	秋田県社会福祉協議会総務企画部長代理	168
		7 畠 山 桂 郎	秋田県歯科医師会常務理事	169
		8 福 司 郁 子	秋田県歯科衛生士会会長	170
		9 福 田 雅 幸	秋田大学医学部附属病院歯科口腔外科病院教授	171
		10 藤 原 元 幸	秋田県歯科医師会会長	172
		11 前 田 イセ子	こどものくに保育園看護師	173
		12 守 口 修	秋田県学校保健連合会副会長	174
		13 渡 邊 文 子	教育庁保健体育課指導主事	175
6	健康秋田21計画企画評価分科会	1 伊 藤 宏	秋田大学大学院医学系研究科長	176
		2 大 山 則 昭	秋田県医師会常任理事	177
		3 坂 本 哲 也	秋田県医師会副会長	178
		4 佐 藤 家 隆	秋田県医師会常任理事	179
		5 島 仁	秋田県医師会常任理事	180
		6 畠 山 桂 郎	秋田県歯科医師会常務理事	181
7	栄養・食生活分科会	1 工 藤 由美子	教育庁保健体育課指導主事	182
		2 佐 藤 家 隆	秋田県医師会常任理事	183
		3 大 楽 香 子	秋田県栄養士会副会長	184
		4 塚 田 三香子	聖霊女子短期大学生活文化科教授	185
		5 畠 山 桂 郎	秋田県歯科医師会常務理事	186
		6 三 浦 昭 子	秋田県食生活改善推進協議会会長	187
		7 宮 腰 智 也	秋田県生活衛生営業指導センター専務理事	188

審 議 会 等 名 称	氏 名	所 属 役 職 等	備 考
8 あきた健やか親子21推進分科会	1 大 山 則 昭	秋田県医師会常任理事	189
	2 小 泉 ひろみ	秋田県医師会常任理事	190
	3 近 藤 千 晴	教育庁幼保推進課主任指導主事	191
	4 齋 藤 正 仁	秋田県学校保健連合会副会長	192
	5 篠 田 玲 子	秋田県助産師会理事	193
	6 柴 田 静 寛	秋田県臨床心理士会 子育て支援員会委員	194
	7 鈴 木 弘 子	秋田県栄養士会常務理事	195
	8 関 谷 啓 子	教育庁保健体育課指導主事	196
	9 高 橋 郁 夫	たかはしこどもクリニック院長	197
	10 戸 田 妙 子	潟上市健康推進課主席主査	198
	11 平 野 秀 人	秋田県産婦人科医会長	199
	12 藤 井 みはと	中央保育園園長	200
	13 松 野 才	秋田県歯科医師会理事	201
	14 南 園 智 人	横手保健所長	202
9 心の健康づくり推進分科会	1 鏡 トモ子	公募委員	203
	2 石 山 明	健康福祉部参事(兼)北秋田保健所長(兼)能代保健所長	204
	3 稲 村 茂	秋田県医師会常任理事	205
	4 越中谷 俊 悦	教育庁保健体育課副主幹(兼)班長	206
	5 雲 然 俊 美	(NPO) 秋田いのちの電話副理事長	207
	6 小 坂 和 子	秋田・こころのネットワーク会長	208
	7 齊 藤 敦	秋田魁新報社論説委員	209
	8 清 水 徹 男	秋田大学大学院医学系研究科教授	210
	9 鈴 木 人 美	公募委員	211
	10 鈴 木 隆 雄	秋田労働局労働基準部健康安全課長	212
	11 高 野 力	秋田県経営者協会専務理事	213
	12 能 登 泰 之	秋田県薬剤師会副会長	214
	13 廣 嶋 禮 治	秋田県民生児童委員協議会理事	215
	14 伏 見 雅 人	秋田県精神保健福祉センター所長	216
	15 山 内 和 子	秋田県老人クラブ連合会監事	217
	16 渡 部 信 雄	秋田県警察本部生活安全企画課長	218

(五十音順、敬称略)